

四日市市告示第192号

四日市市障害者(児)紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者(児)紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者(児)紙おむつ給付事業実施要綱(平成18年四日市市告示第369号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付の方法等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定による紙おむつの給付の量は、2月当たり<u>26,400円</u>を限度とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者等おむつ支援事業実施要綱(平成12年四日市市告示第114号)第2条に該当する者に対する給付の量は、2月当たり<u>13,400円</u>を限度とする。</p>	<p>(給付の方法等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定による紙おむつの給付の量は、2月当たり<u>24,000円</u>を限度とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、四日市市高齢者等おむつ支援事業実施要綱(平成12年四日市市告示第114号)第2条に該当する者に対する給付の量は、2月当たり<u>11,000円</u>を限度とする。</p>

## 改正後

別表（第7条関係）

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
A	生活保護法による保護を受けている世帯	0円
B	A階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	0円
C	A階層及びB階層以外の世帯	利用者負担額の上限額は、 <u>2,640円</u> （四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱第2条に該当する者は <u>1,340円</u> ）とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改正前

別表（第7条関係）

	階層区分	2月あたりの利用者負担額
A	生活保護法による保護を受けている世帯	0円
B	A階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	0円
C	A階層及びB階層以外の世帯	利用者負担額の上限額は、 <u>2,400円</u> （四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱第2条に該当する者は <u>1,100円</u> ）とする。ただし、2月分申請合計金額に100分の10を乗じて得た額が上限額を下回る場合は、当該額を当該月における利用者負担額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式を次のように改める。

四日市市重度障害者(児)紙おむつ給付申請書

四日市市長

年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	住所	連絡先		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	印		
	個人番号			
	フリガナ		続柄	
	給付申請に係る 児童氏名(18歳未満)		生年月日	年 月 日
	個人番号			
身体障害者手帳	障害名			
	等級		第	号
療育手帳	障害程度		第	号
申請期間	年 月分から 年 月分まで	2か月分・4か月分・6か月分 (○で囲む)		
業者名				
商 品 名		サ イ ズ	数 量	
(備考)				

(添付書類)

- 1 本人及び扶養義務者の所得・課税証明書(控除額の明細等全て記載のあるもの、同意により市で確認できる場合は不要)
- 2 紙おむつの見積書
- 3 市長が必要と認める書類

提出先 四日市市役所

課 TEL

FAX

## 調 査 書

世帯員の状況	氏 名	対象者との続柄	所得税課税の有無	備 考
	( 歳)	本 人	有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	
			有 ・ 無	

世帯区分	A. 被保護世帯	B. 所得税非課税世帯	C. 所得税課税世帯
------	----------	-------------	------------

給付の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	(理由：要綱第3条第2号	(理由： )に該当)

基準額					
-----	--	--	--	--	--

	見積額	基準額	公費負担額	利用者負担額	超過利用者負担額
計	円	円	円	円	円
内訳1(4・6ヶ月申請時に記入)	円	円	円	円	円
内訳2(4・6ヶ月申請時に記入)	円	円	円	円	円
内訳3(6ヶ月申請時のみ記入)	円	円	円	円	円

その他特記事項	<input type="checkbox"/> 前回決定時より世帯の課税状況変更なし				
---------	---	--	--	--	--

上記のとおり確認しました。					
年		月		日	
調査員			印		

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)